

県のホームページで公表する指導事項について

各事業所 管理者 様

- 県が実施する運営指導の結果のうち、後日文書で改善報告書の提出を求める「指導事項」の内容とその改善状況を各施設・事業所ごとに県のホームページ(以下「HP」という。)で公表する制度を令和2年度から開始しました。
- 各施設・事業所から改善報告書を期限までに県へ提出していただいた後、改善を確認できた場合にはHPで項目ごとに「**改善済**」と公表します。
 - ※ 指導事項がない場合には「**なし**」と公表します。
- **最初の「改善報告書」で改善を確認できない項目については、概ね1か月を期限として再度改善をお願いします。**
- 1か月後までに改善を確認できない項目がある、または報告書を提出いただけない場合には、HPで「**改善中**」(既に改善が確認されている項目がある場合には同時に「改善済」と公表します。
- HP公表後に改善が確認され次第、随時「**改善済**」に更新します。
- 事業者の皆様におかれましては御理解くださるようお願いいたします。

※ ホームページアドレス

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0606/kenko/fukushi/kekaku/kansa/tenkenomote/sidou-kansakekka.html>

担当 福祉部福祉監査課 介護事業担当
電話 048-830-3257(直通)